

業 務 委 託 共 通 仕 様 書

この仕様書は、委託業務（以下「業務」という。）を実施する上の共通事項を示すものである。乙は、以下の各項目に定めるところに従い誠実に契約の履行に努めるものとする。

1 法令の遵守

乙は、業務の実施に当たり、当該業務の関係法令を正しく理解し、かつ遵守するとともに、その法令の施行に関する諸基準並びにこれに基づいてなされる甲の指示に従わなければならない。

2 責任者の指定

乙は、甲との連絡・調整を円滑に行うため、配置した業務従事者の中から1名の業務実施責任者を定め、甲（監督員）に通知すること。

3 業務従事者の確保

乙は、業務の遂行に必要なかつ十分な人員を配置し、業務の遅滞等が生じることのないように常に人員の確保に留意しなければならない。

4 業務従事者の通知

乙は、業務従事者名簿（氏名、生年月日、住所、連絡先を記載したもの）を作成し、契約後7日以内に監督員に提出すること。なお、採用、退職等で従事者の異動があるときは、直ちに監督員に通知するとともに、新たに業務に従事することとなる者の名簿を採用後7日以内に提出するものとする。

5 業務従事者の服装及び規律

乙は、業務従事者に次に掲げる事項を厳守させなければならない。

- (1)勤務中は定められた衣服を着用すること。
- (2)人との対応は礼儀正しく、懇切丁寧を旨とし、かりにも粗暴にわたる言動があってはならないこと。
- (3)酒気をおびて勤務してはならないこと。
- (4)所定の場所以外での喫煙、飲食その他職務の遂行を怠るような行為をしてはならないこと。
- (5)身体及び身の回りは常に清潔を心がけ、他人に不快感を与えたり、不衛生があつたりしてはならないこと。
- (6)感染症に関しては、新型コロナウイルス・インフルエンザ等予防接種を受けさせる等、予防及び感染防止対策に努めること。なお、罹患した場合等は、治癒するまで業務への従事は控えること。

6 業務実施上の留意事項

乙は、業務の実施に当たっては、次の事項について留意するよう業務従事者に周知徹底させるものとする。

- (1) 電力、水道等の使用に当たっては、常に節約を心がけること。
- (2) 器具設備の使用、操作に当たっては、手荒にしてはならないこと。また、定期的に掃除を行うとともに、使用前後の手入れを怠らぬこと。
- (3) 機械類、水の使用の際は、人及び建物、器物に危害、損害を与えぬよう細心の注意をはらうこと。

7 異常又は事故報告

乙（業務従事者）は、業務実施中に異常を認めた場合及び機械等の故障を発見したときは、直ちに監督員にその状況を通報しなければならない。また、事故が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、監督員及び関係者に通報し、事後速やかに事故の状況を記した報告書を監督員を経由して、甲に提出すること。